

議案第 96 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市阿保 1395 番地 2
構造及び面積	阿保多目的集会施設 鉄骨造 2 階建 322. 51 平方メートル

2 相手方

伊賀市阿保 1435 番地 15

伊賀市阿保東部区

区長 田中 順三